

当財団では、2013年6月に「中部社研特区制度研究会」を立ち上げ、特区制度における国と地域の政策立案の関連性や、制度が地域に与えたインパクトについての評価などの調査研究を実施しています。今回は、研究会委員の岡本肇先生（中部大学中部高等学術研究所講師）に、総合特区の指定プロセスを中心に分析していただき、現状での研究成果ならびに今後の調査の論点や方向性についてご報告いただきました。

総合特区の指定プロセスについての考察



中部大学中部高等学術研究所講師 岡本 肇 氏

*プロフィール

- 1974年 大阪府吹田市生まれ、その後名古屋市で育つ
- 2000年 東京理科大学大学院理工学研究科建築学専攻修士課程修了
- 2008年 名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻博士課程（後期課程）修了
- 2008年 中部大学中部高等学術研究所研究員
- 2011年 中部大学中部高等学術研究所講師（～現職）

1. はじめに

特区制度は、2002年の構造改革特区制度創設以降、その法的枠組みを活用してさまざまなバリエーションのものが作られている。本稿で取り扱う総合特区制度は、構造改革特区では規制改革に限定されていた特例措置を財政措置等にも広げたことに特徴があり、2011年に創設された。

服部（2013）はその背景として、「規制制度改革よりも国家が支援すべき地域活性化プロジェクトへの集中的な支援という側面が協調されるようになった」ためとし、ゆえに総合特区制度は「提案から国との調整、計画の認定に至るまで、一貫して、国と自治体との関係の中で手続きが行われる制度となった⁽¹⁾」と指摘している。しかし総合特区制度は制度ができてまだ日が浅いため、その評価が十分にされておらず、服部が指摘するような国と地方公共団体との調整や手続きが有効に機能しているのかが明らかになっているとは言い難い。

そこで筆者の関心は、総合特区指定段階に着目し、各地方公共団体から申請される提案に対する国による評価プロセスの実態の全体像を示したうえで、指定された事例の特徴と指定当落の要因を

明らかにすることにある。これらを明らかにすることで、現評価プロセスの設計はどこまで妥当性があるのか、透明性は確保できているのかに加えて、申請したことによって地方公共団体はどのような政策形成能力を身につけたのか、そのためには国とどのような関係性を構築すべきなのか等、国と地方とのコミュニケーションを介した、地域発意によるガバナンスの仕組みと国と地域の新たな関係づくりのあり方の提言に繋げていくことができるのではないかと考える。

本稿ではまず、総合特区に申請した地方公共団体の全申請書と総合特別区域推進本部からインターネット上で公表されている評価プロセスと評価結果を読み込み、指定まで至った、あるいは至らなかった事例それぞれの申請内容のマクロ的な傾向を定量的に把握し、指定当落の要因等に関する論点と今後の調査の方向性を提示することを主な目的とした。

2. 総合特区制度の概要と特区実現までの流れ

総合特区制度は、国の「新成長戦略『元気な日本』復活のシナリオ」(2010年6月18日閣議決定)に基づき、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させ、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化し政策課題の解決を図る制度である。我が国の主要産業の国際競争力を高めることを目指す「国際戦略総合特区」(以下「国際戦略特区」)と地域資源を活用する「地域活性化総合特区」(以下「地域活性化特区」)の2種類から成る。

特区実現(特例措置・支援措置を得る)までのプロセス(図1参照)として、まず地方公共団体が地域協議会の協議等を経て、①「総合特別区域指定申請」を行う。その際提出する申請書の中で総合特区の定性的・定量的目標やそれらを実現させるための事業、そして新たな規制・制度改革や支援措置等について提案をし、「総合特別区域評

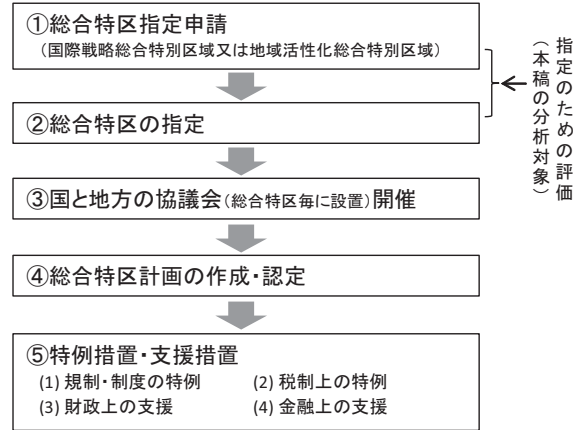


図1. 総合特区実現までのプロセス

価・調査検討会」等による評価のプロセスを経て、指定基準に適合する申請に対し、②「総合特別区域の指定」が行われる(国際戦略特区または地域活性化特区として指定)。そして、指定された区域の地方公共団体と国、事業の実施主体(民間企業・NPO等)等によって構成される③「国と地方の協議会」での協議(地方公共団体から提案された規制の特例措置等やその他施策の推進に関して必要な事項について協議を行う)を経て、④

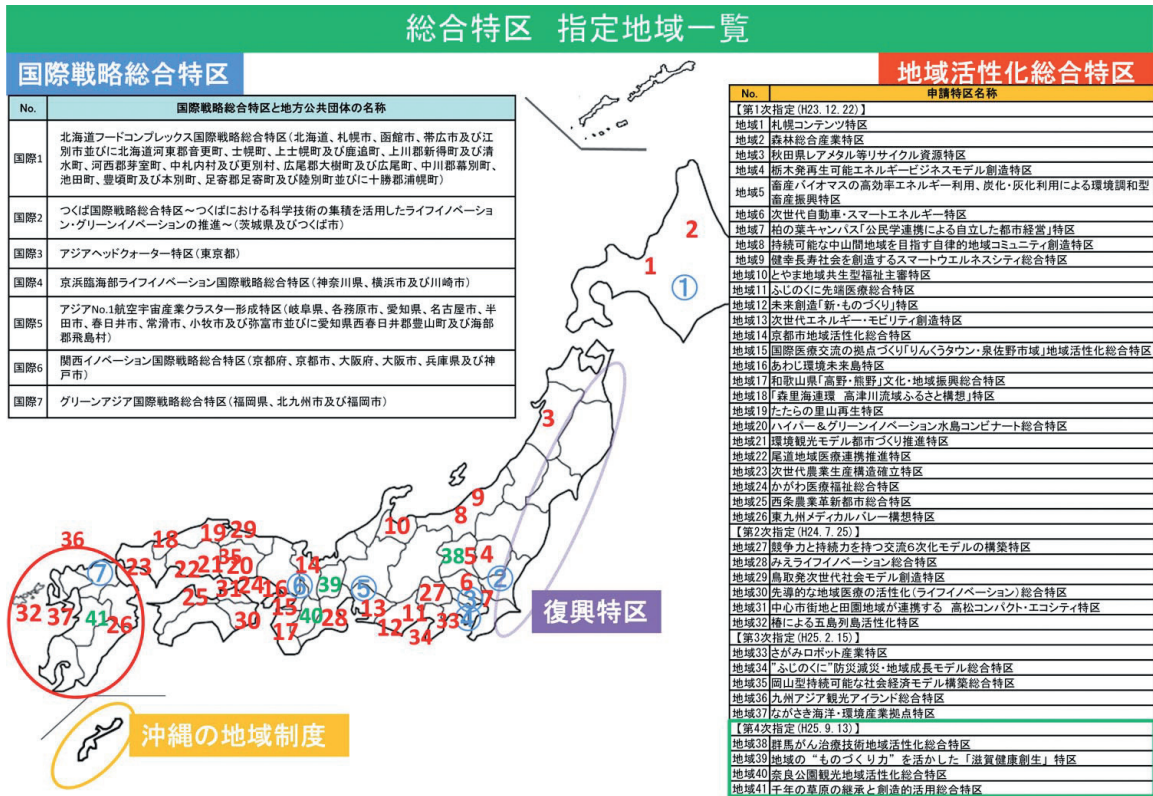


図2. 総合特区 指定地域一覧(総合特別区域推進本部HPより)

「総合特別区域計画の作成・認定」(計画で特例措置・支援措置の対象事業について記載される)を行い、⑤「特例措置・支援措置」が実施される。

本稿では、②「総合特別区域の指定」に至る「総合特別区域評価・調査検討会」等による評価のプロセスに着目し、実態の把握を進める。2011年12月から2014年1月現在までに計4回の指定がされており(7ヶ月に一度)、これまでに国際戦略特区においては7事例、地域活性化特区においては41事例が指定されている(図2参照)(5回目以降の指定に関しては、当面行わないことを総合特別区域推進本部のHPで発表している)。

3. 総合特区指定確定の評価体制と評価プロセス

評価プロセスは以下の4段階になる(図3参照)。

- ・ 専門家グループ+事務局による書面審査(1次評価)
- ・ 総合特別区域評価・調査検討会(以下「検討会」)による総合評価(2次評価)
- ・ 検討会によるヒアリング(3次評価)
- ・ 総合特別区域推進ワーキンググループ(以下「WG」)が作成した意見案を踏まえた総合特別区域推進本部(以下「本部」)による意見

の決定

1次評価では、専門家グループ及び事務局による定量的評価(点数制)の結果のみを用い、I~IIIの区分および足切り(IV)に分類される。その際、国際戦略特区については国際戦略特区の評価を行う1つの専門家グループが、地域活性化特区については、各政策分野(表1の6種類の政策分野が存在し、本稿では以下表1中の略称で記述する)に構成された専門家グループ(専門家の氏名・肩書きは非公開)がそれぞれ評価する(表1参照、各政策分野の小分類については表5参照)。

2次評価では、検討会により、1次評価で区分IIとされたものでヒアリング対象とすべきものについて、対象とするか否かについて個別に審議をする(一方、1次評価で区分Iとされたものでヒアリング対象外となる場合もある)。加えてIII、IV分類の結果についても確認をする。この検討会は、産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者と、環境・医療・福祉などの主要な各分野の有識者で構成されている(有識者の氏名・所属・役職等は公開)。

3次評価では、検討会により、2次評価でヒアリング対象となった案件についてヒアリングを行い、指定対象として推薦すべきか否か等を評価する(指定推薦案(a)の決定)。

○ 総合特区指定確定のプロセス

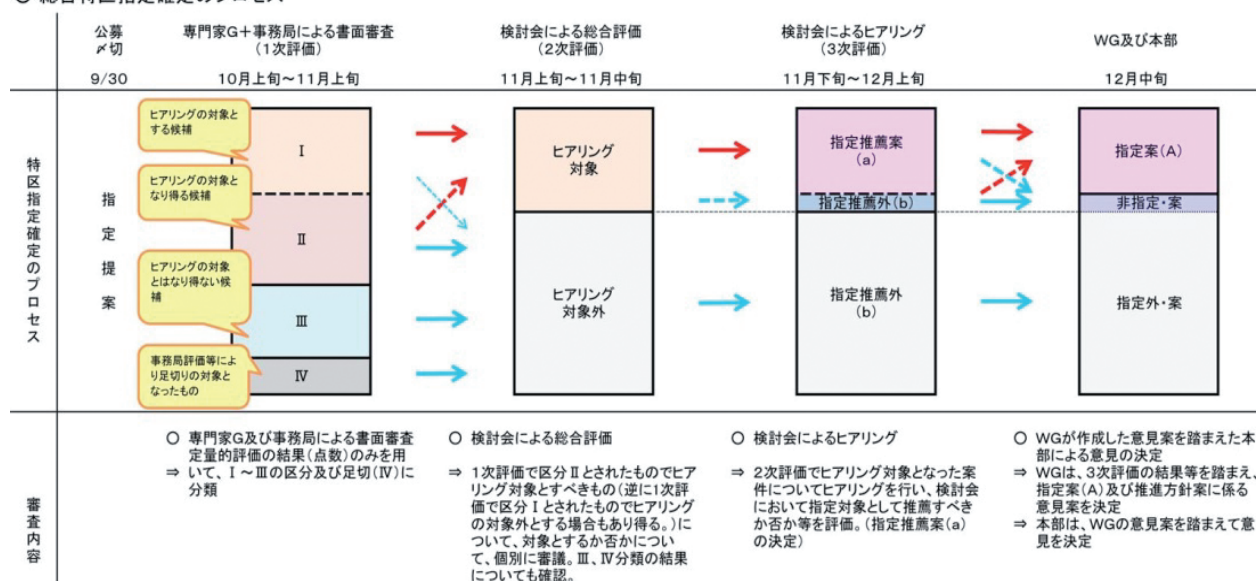


図3. 一次指定における総合特区 指定確定のプロセス(総合特別区域推進本部HPより)

表 1. 政策分野毎の専門家グループ

◎国際戦略総合特区		3名程度
◎地域活性化総合特区		
グリーン・イノベーション(環境・エネルギー大国)	[グリーン]	3名程度
ライフ・イノベーション(健康大国)	[ライフ]	3名程度
アジア拠点化・国際物流	[アジア]	3名程度
観光立国・地域活性化(観光等)	[観光]	3名程度
観光立国・地域活性化(農林水産業)	[農林水産]	3名程度
まちづくり等	[まちづくり]	3名程度

※〔 〕内は本稿中の各政策分野の略称

そしてWGが3次評価の結果等を踏まえ、指定案(A)および推進方針案に係る意見案を決定、本部はWGの意見案を踏まえて意見を決定する。

また二次～四次指定時においては、1次評価の分類の仕方が異なる。一次指定時におけるⅠ、Ⅱの分類が「ヒアリング対象とする候補」として一元化された。その後は一次指定の時と同じ評価プロセスを辿る。

4. 総合特区の指定基準

総合特区の指定基準として、総合特別区域推進本部のHP上では以下のように指定基準の概要が示されている。

- i) (国際戦略総合特区) 産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること
(地域活性化総合特区) 地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること
- ii) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
- iii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
- iv) 実現を支える地域資源等が存在すること
- v) 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること
- vi) 地域の責任ある関与があること
- vii) 運営母体が明確であること

5. 地域別・分野別の指定率の傾向

(1) 全体の傾向 (表 2 参照)

現在までに国際戦略特区14件、地域活性化特区106件の申請が出されており、指定数はそれぞれ7件(指定率:50.0%)、41件(指定率:38.7%)である。事前に国際戦略特区の指定数は「少数に厳しく限定」ということを明確にしていることもあり、申請数において地域活性化と比べて随分少なくなっている。いずれの特区も一次指定時に申請が偏っており、二次指定以降は申請数がかなり減少している。指定率は国際戦略特区の方が地域活性化総合特区より高い。しかし、前者では二次指定以降に出された申請はいずれも落選している。一方、後者は二次申請以降一次指定時と比べて指定率が上がっている。

表 2. 四次指定までにおける申請数・指定数・指定率

	国際戦略特区			地域活性化特区		
	申請数	指定数	指定率	申請数	指定数	指定率
一次(2011年12月)	11	7	63.6%	77	26	33.8%
二次(2012年7月)	1	0	0.0%	10	6	60.0%
三次(2013年2月)	1	0	0.0%	10	5	50.0%
四次(2013年9月)	1	0	0.0%	9	4	44.4%
計	14	7	50.0%	106	41	38.7%

(2) 国際戦略特区における指定率とその傾向

表 3 に記されている国際戦略特区の地域別の申請数を見ると、首都圏が最も申請数(6件)が多く、北陸圏・中部圏(3件)が次ぐ。首都圏はうち3件(50.0%)が指定されている。東北圏、中国圏、四国圏からは申請されていない。

政策分野別で見ると、[アジア]に対する申請数(6件)が最も多く、[ライフ](5件)が次ぐ。

各政策分野とも総じて指定率が高いが、[観光]は指定数が0件である。

(3) 地域活性化特区における指定率とその傾向

1) 地域別・政策分野別指定率の傾向

表 4 に記されている地域活性化特区の地域別の申請数を見ると、北陸圏・中部圏の申請数(21件)が最も多く、九州圏・沖縄県(17件)、首都圏、近畿圏(いずれも14件)が次ぐ。指定率で

表 3. 四次指定までにおける地域別・政策分野別指定率（国際戦略特区）

申請数 14 件 指定数 7件(50.0%)													
	申請数	指定数	指定率 (地域別)	政策分野 ※各政策分野の左欄は申請数、右欄は指定数									
				グリーン	ライフ	アジア	観光	農林水産	まちづくり				
北海道	1	1	100.0%					1	1			1	1
東北圏	0	0											
首都圏	6	3	50.0%	1	1	4	2	2	1				
北陸圏・中部圏	3	1	33.3%			1	0	2	1	1	0		
近畿圏	2	1	50.0%					1	0				1
中国圏	0	0											1
四国圏	0	0											
九州圏・沖縄県	1	1	100.0%	1	1								
その他	1	0	0.0%							1	0		1
計	14	7	50.0%	2	2	5	2	6	3	2	0	1	2
指定率(政策分野別)				100.0%	40.0%	50.0%	0.0%	100.0%	50.0%				

表 4. 四次指定までにおける地域別・政策分野別指定率（地域活性化特区）

申請数 106 件 指定数 41 件(38.7%)													(一次指定時)			
	申請数	指定数	指定率 (地域別)	政策分野 ※各政策分野の左欄は申請数、右欄は指定数								指定率 (地域別)				
				グリーン	ライフ	アジア	観光	農林水産	まちづくり							
北海道	5	2	40.0%					4	1	2	0	1	1		50.0%	
東北圏	9	1	11.1%	3	1	2	0	2	0			2	0	1	0	11.1%
首都圏	14	7	50.0%	8	4	4	3	1	1			3	1	1	1	40.0%
北陸圏・中部圏	21	7	33.3%	4	1	5	3	3	1	5	0	5	1	4	2	35.7%
近畿圏	14	6	42.9%	2	1	4	2	2	0	6	4	1	1	1	0	44.4%
中国圏	13	8	61.5%	6	3	4	2	3	1	1	1	3	3	3	1	60.0%
四国圏	11	4	36.4%	3	0	3	2	1	0			2	1	2	1	25.0%
九州圏・沖縄県	17	5	29.4%	3	0	1	1	1	0	5	2	5	2	5	0	9.1%
その他	2	1	50.0%					1	1					2	1	50.0%
計	106	41	38.7%	29	10	24	14	17	4	19	7	22	10	19	6	33.8%
指定率(政策分野別)				34.5%	58.3%	23.5%	38.9%	47.6%	31.6%							
(一次指定時) 指定率(政策分野別)				41.7%	50.0%	25.0%	33.3%	50.0%	21.4%							

は中国圏（61.5%）、首都圏（50.0%）、近畿圏（42.9%）が高い。一方、九州圏・沖縄県（29.4%）、東北圏（11.1%）の指定率が低い。東北圏は震災が影響したと考えられる。しかし九州圏・沖縄県の場合、一次指定時の指定率（表4最右欄）は非常に低かったが、二次指定以降は上がってきているのがうかがえる。

分野別で見ると、〔グリーン〕に対する申請数（29件）が最も多く、〔ライフ〕（24件）、〔農林水産業〕（22件）、〔まちづくり〕（19件）が次ぐ。また、指定率は〔ライフ〕（58.3%）、〔農林水産業〕（47.6%）が高く、〔観光〕（38.9%）が次ぐ。一方、〔アジア〕（23.5%）、〔まちづくり〕（31.6%）の指定率が低い。しかし〔グリーン〕の場合、一次指定時の指定率を見ても（表4最下欄）、

二次以降はかなり下がってきており、逆に〔まちづくり〕は上がってきていることがうかがえる。

地域別と分野別のクロスで見ると、〔グリーン〕は首都圏、中国圏で申請数（それぞれ8件、6件）が多く、指定率（いずれも50.0%）も高いことがわかる。一方、四国圏、九州圏・沖縄県では3件申請されているが、いずれも指定されていない事例がない。

〔ライフ〕は北陸圏・中部圏で申請数が多い（5件）、首都圏、近畿圏、中国圏（いずれも4件）が続く。これら4地域はいずれも指定率が高い（首都圏：75%、北陸圏・中部圏：60%など）。

言い換えると、各地域には以下のような傾向があると思われる。

- ・首都圏はグリーンとライフに強い

- ・北陸圏・中部圏はライフに強く、観光に弱い
- ・近畿圏は観光に強い
- ・中国圏はグリーン、農林水産に強い
- ・九州圏・沖縄県はまちづくりに弱い

地域によって強い分野、弱い分野があり、おそらくその地域の地域資源が深く関係しているものと考えられる（特に近畿圏の観光はそうであるとされる）。それ以外に地域によってなぜ各政策分野の指定率に差があるのか、申請書の質の分析や各申請主体への詳細調査等で明らかにする必要がある。

2) 小分類別指定率の傾向

先に記したように、政策分野によって指定率が大きく異なる。地域活性化特区（四次指定まで）の小分類毎で見ると（表5）、〔ライフ〕のg)地域の介護・福祉（62.5%）、e)医薬品・医療機器産業（55.6%）や地域活性化〔農林水産業〕のq)森林・林業再生（60.0%）、r)中山間地活性化（50.0%）での指定率が高く、それぞれの政策分野の指定率を上げている要因となっている。一方、〔アジア〕のj)研究開発拠点の形成、k)物流、m)データセンター、では指定されている申請が一つもなく、この政策分野が指定率を下げている要因

となっている。また、〔ライフ〕のh)子育て・教育に関しては、申請を行っている事例がまだ存在しない。

このように選択する政策分野（小分類含む）によって指定率に大きな差がある。これは結果的にそうなってしまったのか、もしそうだとしたらたまたまその分野を選択した申請書の申請内容に課題があるものが多かったのか、あるいはそもそもその分野自体が総合特区制度の仕組みにそぐわないものだったのか見極める必要がある。加えて評価側（検討会や専門家グループ）が意図的に分野によって指定率を誘導している可能性もあり（例えば〔ライフ〕に関してはこれからの人口減少・少子高齢社会への対応として、他の分野よりも喫緊のものとして位置づけている可能性がある）、そのあたりも見極める必要があると考える。

(4) その他の視点でみる指定率の傾向

1) 平均ページ数および図版使用率

申請内容の分量と指定率の関係性の全体像を把握するため、地域活性化特区の一次指定時の①指定された申請書と指定されなかった申請書のページ数の比較、また②1次評価の際の評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを得たそれぞれの申請書のページ数の比較を試

表5. 四次指定までにおける政策分野（小分類）別指定率（地域活性化特区）

政策分野	申請数	指定数	指定率	小分類	申請数	指定数	指定率
グリーン	29	10	34.5%	a)環境・エネルギー	18	6	33.3%
				b)水・自然環境	4	1	25.0%
				c)再生可能エネルギー	19	6	31.6%
				d)再利用・リサイクル	3	1	33.3%
ライフ	24	14	58.3%	e)医薬品・医療機器産業	9	5	55.6%
				f)地域医療	13	6	46.2%
				g)地域の介護・福祉	8	5	62.5%
				h)子育て・教育	0	0	-
アジア	17	4	23.5%	i)アジア拠点化の推進	3	1	33.3%
				j)研究開発拠点の形成	3	0	0.0%
				k)物流	5	0	0.0%
				l)コンテンツ	4	1	25.0%
				m)データセンター	3	0	0.0%
				n)企業集積	6	1	16.7%
観光	18	7	38.9%	o)観光	18	7	38.9%
農林水産業	21	10	47.6%	p)農水産業・食品産業	16	7	43.8%
				q)森林・林業再生	5	3	60.0%
				r)中山間地活性化	4	2	50.0%
まちづくり	19	6	31.6%	s)雇用・就労	7	1	14.3%
				t)まちづくり	15	5	33.3%
				z)その他	4	1	25.0%

■ …指定率50.0%以上 ■ …指定率0.0%もしくは申請数0

表6. 指定当落別平均ページ数および図版使用率
(地域活性化特区・一次指定)

	申請数	平均ページ数	図版使用率
指定	26	42.8	73.1% (19申請数)
指定されず	51	30.3	49.0% (25申請数)
全申請	77	34.4	57.1%

表7. I、II、III別平均ページ数および図版使用率
(地域活性化特区・一次指定)

	申請数	平均ページ数	図版使用率
I	20	47.9	65.0% (13申請数)
II	41	31.3	58.5% (24申請数)
III	16	25.6	43.8% (7申請数)
全申請	77	34.4	57.1%

みた。結果は表6と表7である。前者の比較に関しては指定された申請書の方が平均ページ数で約12ページ多く、後者の比較においても評価が高くなるにつれて平均ページ数が上がっている。

また、同じく地域活性化特区の一次指定時の申請書の図版使用率を出してみた。ここでいう「図版」とは、申請書の内容やそれぞれの記述事項の関係性等をダイアグラム等でわかりやすくまとめようと心掛けているものを指し、総合特区の区域や申請書の事業の場所を示した地図等は含まない。その「図版」を一度でも使用した申請書を「図版使用」した事例としてカウントし、平均ページ数と同じように比較してみた(表6、表7)。

①指定された申請書と指定されなかった申請書の比較においては、指定された申請書の方が図版使用率が高い。②1次評価の際の評価I、II、IIIを得たそれぞれの申請書の比較においても、評価が高くなるにつれて、図版使用率が上がっている。

これらが示していることは、最終的に指定された、あるいは書面審査の評価が高い申請書は内容が多く(筆者が全申請書を読み込んだ実感として、このような申請書は申請内容が具体的に記されており、その分ページ数が多くなっているものと思われる)、かつわかりやすいプレゼンテーションに心掛けているからであると考えられる。

2) 選択した小分類の数と指定率の関係数

申請書には申請内容に該当する政策分野(小分類)を記載する必要がある(複数記載可)(表5の「小分類」欄参照)、その記載に応じて事務局の方で6つの政策分野に振り分け(複数の政策分野に振り分けられることもある)、各々の専門家グループによって評価される。

表8は地域活性化特区・一次指定時において、政策分野(小分類)を選択した個数毎の事例数と指定率を表したものである。この表を見てみると、小分類を1個だけ選択した事例が最も多く(31事例)、2個、3個と増えるにつれて事例数は減って行く。しかし指定率との関係を見てみると、1個だけ選択した事例よりも2個、3個選択した事例の方が指定率が高く、4個以上になると急激に指定率が低くなる。

これは、1個の選択よりも2個、3個の選択をしている事例の方が異種分野との融合による新規性のある申請内容になりやすく、新規性が生まれにくい単一分野(1個の選択)の申請内容よりも指定がされやすい傾向を示しているものであると考えられる。また4個以上の選択をしている申請書が急激に指定率を下げているのは、いろいろな

表8. 選択した政策分野(小分類)別指定率
(地域活性化特区・一次指定)

政策分野(小分類)数	事例数	事例数/全申請	指定率
1個	31	40.3%	35.5%
2個	21	27.3%	42.9%
3個	12	15.6%	41.7%
4個	7	9.1%	14.3%
5個~12個	6	7.8%	0.0%
全申請	77	100%	33.8%

表9. 指定当落別平均選択政策分野(小分類)数
(地域活性化特区・一次指定)

	平均選択政策分野(小分類)数	事例数
指定	1.85	I 1.86 (14事例)
		II 1.83 (12事例)
指定されず	2.73	I 2.50 (6事例)
		II 2.48 (29事例)
		III 3.25 (16事例)
全申請	2.43	(77事例)

分野に手を出しすぎるとかえって内容が総花的になりやすく、そのため指定されにくい傾向になっているものと考えられる。

また表9は指定された事例と指定されなかった事例それぞれの選択した小分類の平均を表しており、指定された事例の平均は1.85、されなかった事例は2.73である。また1次評価でⅢの評価を得た申請書の平均は3.25であり、選択する小分類の数が極端に多い申請書（総花的な内容の申請）は指定されにくいことを裏付けている。

6. 公表データからみる評価プロセスの傾向

(1) 評価プロセスのパターン

各申請書が評価プロセスのどのパターンを経て指定（あるいは指定されず）まで至ったのかをまとめたのが表10～表13である。先にも記したように、一次指定と二次指定以降では、1次評価の評価分類が異なるため分けて表をまとめている。

一次指定時においては、表10、表12のように、国際戦略特区は3種、地域活性化特区は6種の評

価プロセスのパターンが確認できた。

1) 国際戦略特区

国際戦略特区の一次指定の傾向を見てみると（表10参照）、1次評価でⅠ（「ヒアリングの対象とする候補」）の評価を得た申請は3件（総計の27.3%）存在し、そのうち全てが3次評価のヒアリング調査でa（指定推薦案）の評価を得（パターンⅠ-1）、指定に至っている。またⅡ（「ヒアリングの対象となり得る候補」）の評価を得た申請は4件（総計の36.4%）存在し、こちらもそのうち全てが3次評価のヒアリング調査で指定推薦案を得（パターンⅡ-1）、指定に至っている。Ⅲ（「ヒアリングの対象とはなり得ない候補」）は4件（総計の36.4%）存在し、Ⅳ（「事務局評価により足切りの対象となったもの」）の評価を得たものは存在しなかった。

二次指定～四次指定の傾向を見てみると（表11参照）、全申請とも1次評価で「ヒアリングの対象とする候補」として評価されている。しかしながら全申請ともに3次評価でb（指定推薦外）の評価になっており、指定に至っていない。

表10. 評価プロセスのパターンとパターン毎の申請数（国際戦略特区・一次指定）

	評価プロセス				指定	①評価別申請数	①/総計	②パターン別申請数	②/総計	②/①
	1次	2次	3次	WG及び本部						
パターンⅠ-1	Ⅰ	○	a	○	◎	3	27.3%	3	27.3%	100.0%
パターンⅠ-2	Ⅰ	○	b	—	×			0	0.0%	0.0%
パターンⅡ-1	Ⅱ	○	a	○	◎	4	36.4%	4	36.4%	100.0%
パターンⅡ-2	Ⅱ	○	b	—	×			0	0.0%	0.0%
パターンⅡ-3	Ⅱ	×	—	—	×			0	0.0%	0.0%
パターンⅢ	Ⅲ	—	—	—	×	4	36.4%	4	36.4%	100.0%
総計						11	100.0%	11	100.0%	

表11. 評価プロセスのパターンとパターン毎の申請数（国際戦略特区・二次～四次指定）

	評価プロセス				指定	①評価別申請数	①/総計	②パターン別申請数	②/総計	②/①
	1次	2次	3次	WG及び本部						
パターン○-1	○	○	a	○	◎	3	100.0%	0	0.0%	0.0%
パターン○-2	○	○	b	—	×			3	100.0%	100.0%
パターン△	△	×	b	—	×	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
総計						3	100.0%	3	100.0%	

表12. 評価プロセスのパターンとパターン毎の申請数（地域活性化特区・一次指定）

	評価プロセス				指定	①評価別 申請数	①/総計	②/パターン別 申請数	②/総計	②/①
	1次	2次	3次	WG及び 本部						
パターンⅠ-1	Ⅰ	○	a	○	◎	20	26.0%	14	18.2%	70.0%
パターンⅠ-2	Ⅰ	○	b	-	×			6	7.8%	30.0%
パターンⅡ-1	Ⅱ	○	a	○	◎	41	53.2%	12	15.6%	29.3%
パターンⅡ-2	Ⅱ	○	b	-	×			2	2.6%	4.9%
パターンⅡ-3	Ⅱ	×	-	-	×			27	35.1%	65.9%
パターンⅢ	Ⅲ	-	-	-	×	16	20.8%	16	20.8%	100.0%
総計						77	100.0%	77	100.0%	

表13. 評価プロセスのパターンとパターン毎の申請数（地域活性化特区・二次～四次指定）

	評価プロセス				指定	①評価別 申請数	①/総計	②/パターン別 申請数	②/総計	②/①
	1次	2次	3次	WG及び 本部						
パターン○-1	○	○	a	○	◎	21	72.4%	15	51.7%	71.4%
パターン○-2	○	○	b	-	×			6	20.7%	28.6%
パターン△	△	-	-	-	×	8	27.6%	8	27.6%	100.0%
総計						29	100.0%	29	100.0%	

またどの指定時においても「WG及び本部」の段階までに至った事例で指定されなかった事例は存在しなかった。

2) 地域活性化特区

地域活性化特区の一次指定の傾向を見てみると（表12参照）、1次評価でⅠの評価を得た申請は20件（総計の26.0%）存在し、そのうち14件（総計の18.2%、Ⅰの中の70.0%）が3次評価でa（指定推薦案）の評価を得（パターンⅠ-1）、指定に至っている。一方、6件（総計の7.8%、Ⅰの中の30.0%）は1次評価でⅠの評価を得ても3次評価でb（指定推薦外）の評価を得、指定には至っていない。

またⅡの評価を得た申請は41件存在し、全申請数の過半数以上（総計の53.2%）を占める。そのうち2次評価で「ヒアリング対象」に至るもの（パターンⅡ-1、Ⅱ-2）は14件（総計の18.2%、Ⅱの中の34.2%）であり、27件（総計の35.1%、Ⅱの中の65.9%）は「ヒアリング対象外」と評価された。3次評価のヒアリング調査でa（指定推薦案）の評価を得、最終的に指定に至っているのは、12件（総計の15.6%、Ⅱの中の29.3%）

である。

3次評価までに至ったのは、先に記したⅠの20件とⅡの14件を合わせた34件（総計の44.2%）である。3次評価までに至った申請の中でのⅠの3次評価通過率は70.0%（20件中14件）、Ⅱの通過率は85.7%（14件中12件）であり、逆転現象が起きている。

Ⅲの評価を得た申請は16件存在した（総計の20.8%）。またⅣの評価を得たものは存在しなかった。

二次指定～四次指定の傾向を見てみると（表13参照）、3次評価までに至った申請（パターン○-1、○-2）は21件72.4%に至り、一次指定での44.2%と比べかなり確率が高くなった。最終的な指定率も51.7%（一次指定：33.8%）となっており、3次評価までに至る率の高さがそのまま最終的な率の高さに影響している。

またどの指定時においても「WG及び本部」の段階までに至った事例で指定されなかった事例は存在しなかった。

(2) 公表されている一次・二次評価の結果

先にも記したように1次評価では、専門家グルー

表14. 1次評価の評価項目

評価項目(専門家)	
①	包括的・戦略的な政策課題の設定
②	包括的・戦略的・整合的な解決策の設定
③	地域資源等の存在
④	先駆性
⑤	熟度
⑥	目標の達成が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか
⑦	事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか
評価項目(事務局)	
1.	総合特区により実現を図る目標の提案
2.	国の支援のみを求めるものに該当しないものか
3.	地域の責任ある関与
4.	明確な運営母体
5.	新たな規制・制度改革の提案

ブおよび事務局による定量的評価(点数制)の結果のみを用い、一次指定の場合、Ⅰ～Ⅲの区分および足切り(Ⅳ)に分類される。

表14は専門家グループ、事務局の審査する評価項目である。表中の⑥⑦は専門家からの意見が記

される。また2次評価は表15の「ヒアリング対象」の欄のように、対象となるか(○)否か(記入無し)と、「Ⅱをヒアリング対象とする理由」(一次指定のみ)(表16)が公表されている。表16のように公表されているのは1次評価でⅠ、Ⅱに評価されたもののみであり、Ⅲに評価されたものは公表されていない。

(3) 公表されている三次評価(ヒアリング)の結果

三次評価におけるヒアリングのやりとりは、総合特別区域推進本部のHP上に、検討会の開催状況を記録した議事要旨の中で公表されている(ちなみに議事要旨に「ヒアリングのやりとり」が記されていることはHP上で特に紹介されておらず、積極的に公開しようという姿勢は見られない)。

またこのヒアリングの結果は、表17のように「総合特別区域評価・調査検討会において指定対象として推薦する申請(a)(あるいは推薦しない申請(b))」として公開されている。

表15. 公表されている「1次評価・2次評価の結果」(抜粋したものを見やすいように筆者が手を加えた)

1. 専門家評価						2. 事務局評価					合計 得点	ヒア リング 対象		
①	②	③	④	⑤	⑥	1	3	4	5	事務局 評価 得点				
A (4)	A (3.5)	A (4)	B (3)	A (3.5)	9	・再生可能エネルギーの買い取り優遇がなくなった後を見据えたチャレンジと言うことで、日本の未来にとって我が国の経済社会の活力の向上に寄与すると見込まれる。 ・我が国の多くの都市が抱えている問題点を政策課題としてあげており、波及効果は高いものと予想される。 ・一市レベルの取組ではあるが、企業城下町型の新たなアプローチとして、同様の都市の雛型となるような貢献が期待できる。 ・エネルギー、モビリティ、産業を組み合わせた新たな地域マネジメントの推進は地域イノベーションシステムの先駆的な形成が期待される。	・地域資源の特性、これまでの地域活動、日本を代表する大企業グループの事業と言うことで、事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものであると認められる。 ・ここで挙げるエネルギー管理の諸手法には創エネルギー技術の普及が基本となるが、これに関して取り組みが弱い点が課題である。 ・市民満足度の向上には、一層の市民参加型の事業を推進する必要があるのではないか。 ・個々の事業自身が先駆性を持っており、地域マネジメント、情報ネットワークシステムでの包括的な推進は高い実現性ととも、先駆的な成果が形成されることが期待される。	B	A	B	C	7.5	16.5	○

※表中の番号は表 の評価項目の番号に相当

表16. 公表されている「Ⅱをヒアリング対象とする理由」(抜粋)

No.	申請主体名	申請特区名称	合計得点による区分	Ⅱをヒアリング対象とする理由
31	静岡県	ふじのくに先端医療総合特区	Ⅱ	がんは我が国にとって最も重要な疾患であり、そのための包括的、戦略的政策課題が評価できる点、がん治療、診断薬は成長が著しい分野である点、規制緩和が進めば十分な実現可能性がある点等を評価

表17. 公表されている「3次評価（ヒアリング）の結果」（抜粋）

公表番号	申請者名	申請プロジェクト名	(a)とした理由
10	秋田県	レアメタル等リサイクル資源特区	地域資源を活かした計画であると同時に優れた技術を有しており、先導的な役割を持ちうる期待される。
公表番号	申請者名	申請プロジェクト名	(b)とした理由
12	福島県会津若松市	まちなかwi-fi創業支援特区	周波数帯の課題への現実的な解決策に不確かさが残っていると考えられる。過去に同様の取組を行って効果が出なかった全国の事例についての分析やそれに基づく差別化が足りず、また留学生の活用についても就学ビザの趣旨との関連でさらなる工夫が必要と感じられた。

（4）1次・2次評価からみる政策分野別の得点傾向

先に記したように、地域活性化特区においては選択する政策分野毎に評価を行う専門家グループが異なり、指定率に関しても政策分野毎にかなりの差がみられた。

紙面の関係上、詳細な分析結果は割愛するが、1次評価においては、評価項目の点数の傾向が政策分野によってかなり異なる。地域活性化特区・一次指定時のⅠの評価を得たグループとⅡの評価を得たグループの各評価項目の平均点数を比較した場合、例えば、〔グリーン〕や〔アジア〕においては評価項目①（政策課題）、②解決策、等（表14参照）で得点の差がついていることが判明したが、〔ライフ〕や〔農林水産業〕においては評価項目4（運営母体）で差がついている。これは政策分野毎に重視している評価項目に差があることを示しており、申請者側があらかじめ留意しておくべき事項であると考えられる。

（5）「専門家からの意見」における評価の文言例

先にも記したように1次評価においては、評価項目⑥⑦（表14参照）において、専門家からの意見が付される。もちろん意見の内容は各申請書によって千差万別であるが、高評価あるいは低評価を表す文言として共通して付されるものもある。

例えば高評価を表すものとして、「我が国の経済社会の活力の向上に 寄与すると見込まれる」、「我が国の持続的発展に寄与する」、「波及効果は高いものと予想される」、「先駆的である」、「政策

表18. 政策分野毎の特徴的な低評価文言

◎グリーン	・補助金依存であり持続的な取り組みにはならないのは ・技術的に実現は難しいのでは
◎ライフ	・人的リソース不足 ・スタッフの有機的連携に問題
◎アジア	・アジアとの関係がどうなるのか ・大規模産業の集積を期待するのは無理では
◎観光等	・観光資源として魅力が足りず ・国際的な視点が不足している
◎農林水産業等	・農地転用規制緩和など地域の土地利用に大きな影響を与えかねない内容も含まれている ・規制緩和によって地元の農業者にどのような影響を及ぼすかについて検討がほしい
◎まちづくり	・まちづくりとしての包括性が乏しい

課題の解決に相当程度有効」、「目標達成の蓋然性が高い」、「実現性が高い、先進事例になりうる」、「他の施策との関連性が高い」等の文言が多く存在した。

また低評価を表す文言例として、大別すると、①提案内容の内容・位置づけに対する評価（先駆性がない・他地域でも取り組んでいる、地域活性化の寄与が希薄、等）、②提案の体系、根拠、書き方等に対する評価（提案が拡散・総花的、抽象的記述が多い・具体的内容が示されていない、等）、③体制・担い手に対する評価（事業実施の担い手や主体性が不明、地域連携に問題、自治体内の意見集約・参加準備がかねてから進んでいるようには見えない、等）、に関するものが見られた。

また表18のように政策分野毎に特徴的な文言も

あった。これらの傾向も申請者があらかじめ留意しておくことが望ましいと考える。

7. 注目すべき事例の紹介

6.までは主に指定当落の定量的な傾向をマクロ的な視点で把握することに努めた。

しかし、より厳密な指定要因の抽出や、申請したことによる申請主体の政策形成能力の向上度を計ろうとする際、政策分野毎の詳細分析、各申請書の質の分析、申請主体そのものや申請するまでの地域背景等にも踏み込む必要があり、今後各申請主体へのアンケート調査やヒアリング調査等の詳細調査を行うことは欠かせない。

各申請主体への詳細調査を行う際、各申請書を見る限り、以下のような注目すべき事例が存在した。

(1) 再優秀事例

ここでいう最優秀事例とは、1次評価において、各政策分野の中で最高得点を得た事例のことを指す。

例えば一次申請においては表19のような事例が最優秀事例にあたる。これらの事例に注目する理由として、1次評価の得点結果やその他の公表されている定性的な意見の傾向から、総合特区の指定にあたって評価側が最も重視している事項を浮き上がらせることができるからと考える。

筆者の所感からすると、各申請書を読む限り、これらの最優秀事例は申請内容を実行・運営する母体（愛知県豊田市の申請内容実現に深く関与するトヨタ自動車の存在、東大柏の葉キャンパスの申請内容実現に深く関与する東京大学の存在等）、圧倒的な地域資源の存在（京都、京都市の申請内容に深く関わる京都の歴史的資源等の存在）、既の実績が豊富（富山市の福祉政策等）等、特に実現の可能性という視点において高い評価を受けている傾向にある事例であると感じた。

(2) 再申請事例

事例の中には、申請して指定がなされなかった後、以後の申請時に再申請している事例（以下「再申請事例」）が存在する（表20参照）。

これらの事例に注目する理由として、最初の申請の内容から以後の申請のそれがどのように変化したかを把握することにより、申請者側が最初の評価を受けたことによってどのような内容を重視するようになったか、すなわち指定されるにあたってどのような内容が重要であるかを学習・認識することができたか（申請主体の政策形成能力の向上度）、を把握できるからである。また最初の申請の評価結果と以後の申請のそれを比較することで、申請内容の変化の結果がどのように評価されたのかも把握することができ、指定当落の要因抽出もできるものとする。

表19. 最優秀事例（一次指定）

◎国際戦略特区			
政策分野	申請主体	タイトル	備考
	大阪府等多数	関西イノベーション国際戦略総合特区	
◎地域活性化特区			
政策分野	申請主体	タイトル	備考
[グリーン]	愛知県豊田市	次世代エネルギー・モビリティ創造特区	
[ライフ]	富山県	とやま地域共生型福祉推進特区	
[アジア]	岡山県	ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区	
[観光]	京都府、京都市	豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～5000万人感動都市へ～	
[農林水産業]	兵庫県、洲本市	あわじ環境未来島特区	※グリーンイノベーションと複合
	島根県益田地区広域市町村圏事務組合	「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区	
[まちづくり]	東大柏の葉キャンパス	「公民学連携による自律した都市経営」特区	※グリーンイノベーション、ライフ・イノベーションと複合

表20. 再申請事例

①再申請時に指定				
特区の種類	申請主体	指定時と申請番号	申請タイトル	政策分野
【地域】	山梨県南アルプス市	〔一次27〕 〔二次3〕	南アルプス・フルーツツーリズム特区 競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区	〔農林水産業〕 同上
【地域】	鳥取県	〔一次48〕	地域と共に自然エネルギーと生命科学で世代をつなぐ「とっとり発生活起点型新成長特区」	〔グリーン〕、〔ライフ〕、〔まちづくり〕
【地域】		〔二次5〕	鳥取発次世代社会モデル創造特区	〔まちづくり〕
【地域】	岡山県岡山市	〔一次53〕	先進健康長寿総合特区～AAA(トリプルエー)(エイジレス・アクティブ・アドバンス)シティおかやま～	〔ライフ〕
【地域】		〔三次7〕	岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～AA(トリプルエー)(エイジレス・アクティブ・アドバンス)シティおかやま～	同上
【地域】	徳島県	〔一次60〕	先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区	〔ライフ〕
【地域】		〔二次6〕	同上	同上
【地域】	九州連合(大分県、福岡県等)	〔一次75〕	九州観光“おもてなしの輪”創造特区～特区ガイド導入から始める「九州アジア観光戦略」の遂行～	〔観光〕
【地域】		〔三次8〕	九州アジア観光アイランド総合特区	同上
【国際】	香川県高松市、坂出市等	〔一次10〕	人口減少社会における持続可能なまちづくり:ライフスタイルのブランド化・クリエイティブ特区	〔観光〕、〔まちづくり〕
【地域】	香川県高松市、高松丸亀町まちづくり株式会社等	〔二次7〕	中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区	〔まちづくり〕
【地域】	滋賀県	〔三次5〕	しが医療・健康創生ものづくりイノベーション総合特区	〔ライフ〕
【地域】		〔四次5〕	地域の“ものづくり力”を活かした「滋賀健康創生」特区	同上
【地域】	奈良県	〔三次6〕	奈良公園観光地域活性化特区	〔観光〕
【地域】		〔四次7〕	奈良公園観光地域活性化総合特区	同上
②再申請時も指定されず				
【地域】	北海道稚内市	〔一次3〕	稚内港物流活性化・総合再生特区	〔観光〕、〔アジア〕
【地域】		〔二次1〕	稚内港〔日ロ貿易・観光〕振興特区	同上
【地域】	茨城県 城里町、一般社団法人国際アイナス広地域総合開発機構	〔一次14〕	GROW UP ECO COUNTY 城里特区	〔グリーン〕
【地域】	茨城県城里町	〔二次2〕	産業振興・復興エクセルギー・ステーション・パーク総合特区	同上
【地域】	高知県	〔一次65〕	再生可能エネルギーの導入促進を図る総合特区	〔グリーン〕
【地域】		〔二次8〕	高知県新エネルギー関連産業育成総合特区	同上
【地域】	福岡県 豊前市	〔一次69〕	豊前市コンパクトシティ特区	〔まちづくり〕
【地域】		〔三次9〕	豊前市交通ネットワーク最適化と内発的産業創出特区	〔農林水産業〕、〔まちづくり〕
【国際】		〔二次1〕	コンテンツ産業国際戦略総合特区	〔アジア〕
【地域】	京都府、京都市	〔四次6〕	京都クロスメディア・コンテンツ産業特区(Creative KYOTO)	同上

再申請事例のパターンとしては以下のようなものがある。

- ① 地域活性化総合特区で一度申請して落選後、その後再び地域活性化総合特区に申請する事例
 - ・再申請時に指定（南アルプス、鳥取県、徳島県等、7事例）
 - ・再申請時に指定されず（稚内市、城里町等、高知県等、4事例）
- ② 国際戦略総合特区で一度申請して落選後、その後の指定時に地域活性化総合特区に申請する事例
 - ・再申請時に指定（高松市等、1事例）
 - ・再申請時に指定されず（京都府等、1事例）
 再申請時には無論、申請の計画内容のいずれかの箇所は変更され、それに対応してほとんどの事例は申請タイトルを変更している。また計画内容のみならず、14事例中3事例（21.4％）は申請政

策分野の追加または絞り込みを行っている。上記の再申請事例のパターンでも見られるように国際戦略総合特区から地域活性化総合特区に申請先を変更している事例もあり、これらの理由も今後ヒアリング調査等の実施で明らかにする必要があると考える。

（3）同時申請事例

事例の中には、国際戦略特区と地域活性化特区に同時に申請している事例が存在する（表21参照）。表中の静岡県、群馬県の事例はいずれも国際戦略特区で指定されず、地域活性化特区の方で指定された（群馬の場合に三次申請においても国際戦略総合特区に申請している）。

これらはなぜ同時に申請されたのか、をヒアリング調査で明らかにすることによって、申請主体側からみた国際戦略特区と地域活性化特区に申請

表21. 同時申請事例

静岡県			
特区の種類	指定時と申請番号	申請タイトル	指定当落
【地域】	【一次31】	ふじのくに先端医療総合特区	○
【国際】	【一次7】	ふじのくに先端医療総合特区	×
群馬県			
【地域】	【四次1】	群馬がん治療技術国際戦略総合特区	×
【地域】	【四次1】	群馬がん治療技術地域活性化総合特区	○

を出すそれぞれのメリット、デメリットを把握することができるものとする。

(4) 申請数が多い自治体

申請主体の中には、先に記した同じような内容の計画の再申請、同時申請も含め、異なる内容の計画を一次申請から四次申請にかけていくつも出している主体が存在する（表23参照）。

特に静岡県は8事例存在し、県としてこの総合特区制度の活用重点をおいていることがうかがわれる。また全政策分野に申請した実績もあり、ヒアリング調査等で、県として総合特区制度にどのようなメリットを感じているのか、総合特区申請にあたってどのような体制を庁内においているのか、先に申請した事例の経験はその後の内容の

表22. 申請数が多い自治体（3事例以上）

静岡県	8事例(国際:1事例、地域:7事例)
京都府	5事例(国際2事例、地域3事例)
群馬県	5事例(国際2事例、地域3事例)
岐阜県	4事例(国際1事例、地域3事例)
大分県	4事例(国際0事例、地域4事例)
神奈川県	3事例(国際1事例、地域2事例)
福岡県	3事例(国際1事例、地域2事例)
徳島県	3事例(国際0事例、地域3事例)

違う申請の申請時にどのように活用してきたのか、申請側として総合特区制度のこの一連の評価プロセスに対してどのような所感（プロセスは妥当か否か等）を抱いているのか等、うかがうことができるものとする。

8. 今後の調査の論点と方向性

以上のように本稿では、総合特区に申請した地方公共団体の全申請書と総合特別区域推進本部からインターネット上で公表されている評価プロセスと評価結果を読み込み、指定まで至った、あるいは至らなかった事例それぞれの申請書内容のマクロ的な傾向を、定量的に把握することを試みた。

その結果、申請数が多い地域活性化特区において以下のような指定率に関わる主な傾向と論点を見出すことができた。

- ◎二次指定以降、指定率があがっている。
 - 申請する地方公共団体側の政策形成能力があがったのか、それとも評価側が意図的に指定率をあげたのか
- ◎一次指定では地域別・政策分野別指定率に偏りがあつたが（特に九州圏・沖縄県の指定率が低い）、四次指定に至るにあたり偏りが解消しつつある地域・政策分野がある。
 - 結果的にそうなったのか、それとも評価側が意図的に指定率をあげたのか。
- ◎地域活性化特区において、分野別指定率に関しては、一次指定で指定率（50.0%）が一番高かつ

表23. 静岡県の申請事例

静岡県				
特区の種類	指定時と申請番号	申請タイトル	政策分野	指定当落
【国際】	【一次7】	ふじのくに先端医療総合特区	【ライフ】	×
【地域】	【一次31】	ふじのくに先端医療総合特区	【ライフ】	○
【地域】	【一次32】	ふじのくに新エネルギー倍増戦略総合特区	【グリーン】	×
【地域】	【一次33】	ふじのくに環駿河湾“陸・海・空”物流活性化総合特区	【アジア】	×
【地域】	【一次34】	ふじのくに太陽光発電促進農業総合特区	【農林水産業】	×
【地域】	【三次3】	“ふじのくに”防災減災・地域成長モデル総合特区(内陸のフロンティアを拓く取組)	【まちづくり】	○
【地域】	【三次4】	静岡「日本平・久能山」ワイズユース創造特区	【観光】	×
【地域】	【四次4】	ふじのくに食薬融合総合特区～健康長寿食品による疾病予防を目指す取組～	【農林水産業】	○

た〔ライフ〕が、四次申請に至るにあたりさらに指定率(58.3%)があがっている(表4)。

→少子高齢化社会を見越し、評価側が意図的に指定率を高く保っているのか。

◎地域によって以下のような得意分野と不得意分野があることがわかった。

- ・首都圏はグリーンとライフに強い
- ・北陸圏・中部圏はライフに強く、観光に弱い
- ・近畿圏は観光に強い
- ・中国圏はグリーン、農林水産に強い
- ・九州圏・沖縄県はまちづくりに弱い

→地域資源の有無や申請書の質が深く関わっているものと考えられる。

◎政策分野(小分類)で見ると、〔ライフ〕のg)地域の介護・福祉(62.5%)、e)医薬品・医療機器産業(55.6%)や〔地域活性化(農林水産業)〕のq)森林・林業再生(60.0%)、r)中山間地活性化(50.0%)での指定率が高く、一方、〔アジア拠点化・国際物流〕のj)研究開発拠点の形成、k)物流、m)データセンターでは指定されている申請が一つもないことがわかった。またh)子育て・教育に関しては、申請を行っている事例がまだ存在しない(表5)。

→評価側が意図的に差をつけているのか。もし結果としてこのような差があるとしたらそのことに対して評価側はどう認識しているのか。

◎内容量が多くかつ表現力の向上に心掛けていると考えられる申請書は指定率が高い。

→内容量の多い申請書の質はどのようなものなのか。

◎単一テーマを扱った申請よりも、複合的なテーマ(2、3テーマ)を扱った申請の方が指定率が高い。しかし総花的な内容(扱うテーマが極端に多い)の申請は指定されにくい。

→複数テーマのどのような組み合わせが指定率が高いのか。

◎政策分野毎に重視している評価項目に差がある。
→評価側が意図的に差をつけているのか。もし結果としてこのような差があるとしたらそのことに対して評価側はどう認識しているのか。

今後以上の仮説的な傾向の裏付けや新たな視点の傾向を抽出するため、また抽出された傾向の要因(指定当落の論点)や申請主体の政策形成能力向上度等を明らかにするため、申請した地方公共団体や総合特別区域推進本部に対してアンケート調査およびヒアリング調査を行う予定である。その際、地方公共団体に関しては再申請事例等、本稿で紹介した「注目した事例」を優先的にヒアリング対象として取り扱うことが有効であると考えられる。また各事例の個別事情の把握に加え、以下のような内容にも踏み込む必要があると考える。

- (1) 総合特区の申請に至る経緯(地域の背景、きっかけ、発意した主体)
- (2) 申請に際しての民間主体からの意向把握
- (3) 協議会を設置している場合の開催実績・効果
- (4) 指定プロセス(ヒアリングを含む)における課題(国の評価や評価方法を含む過程そのものに納得したか、申請サイドの課題、制度運営サイド(国)の課題)
- (5) 再申請した場合の経緯(再申請の決定時期、変更点とその理由、その他工夫したこと(表現方法の改善等)、参考にした事例の有無、関係者との調整過程)
- (6) 採択されなかった場合の計画の自主的な実施の有無

さらに指定プロセスのみならず、指定された事例の総合特区の認定や特例措置・支援措置実施までの地方公共団体と国の協議の一連のプロセスも分析対象に加え、国と地方とのコミュニケーションを介した、地域発意によるガバナンスの仕組みと国と地域の新たな関係づくりの今後のあり方の提言に繋げていく予定である。

参考文献

- (1) 服部 敦(2013)「国家戦略特区の創設プロセスに見る新たな地域ガバナンスの展望」(中部圏研究 VOL.184、公益財団法人 中部圏社会経済研究所、p31~p38)

(2) 総合特別区域推進本部HP

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/>)